

第2期 第6回豊島区子どもの権利委員会

日時：令和4年2月14日（月）

午前9時30分から

会場：Zoomによるオンライン会議

（会場参加者：本庁舎5階庁議室）

1 開 会

2 議 事

(1) 豊島区における「子どもの権利擁護に関する施策」について（答申）（案）

（資料1・2）

(2) 「豊島区子どもの権利に関する条例」学習パンフレットの活用（報告）

（資料3）

3 閉 会

【配付資料】

資料 1 豊島区における「子どもの権利擁護に関する施策」について（答申）（案）

資料 2 子どもの権利相談・救済の流れおよび子どもの権利擁護の仕組み（案）

資料 3 「豊島区子どもの権利に関する条例」学習パンフレットの活用（報告）

資料1	令和4年2月14日
	第2期第6回 豊島区子どもの権利委員会

(案)

豊島区における「子どもの権利擁護に関する施策」について（答申）

2022年（令和4年）3月

豊島区子どもの権利委員会

3 豊子子発第●●●号

令和●年●月●日

豊島区長 高野 之夫 様

豊島区子どもの権利委員会

会長 荒牧 重人

答 申 書

本委員会は令和2年7月31日付け2豊子子発第329号での諮問「子どもの権利擁護に関する施策」に関して、別紙「豊島区における「子どもの権利擁護に関する施策」について(答申)」としてまとめましたので、ここに報告いたします。

目次

I 第2期豊島区子どもの権利委員会答申にあたって

- 1 子どもの権利侵害に関する現状について…………… p 1～p 2
- 2 子どもの権利擁護に関する現行制度について…………… p 2
- 3 子どもの権利擁護委員について…………… p 3～p 4
- 4 現行制度の課題について…………… p 4

II 「子どもの権利擁護施策」に係る諮問に対する答申

- 1 豊島区における子どもの権利擁護に関する施策の推進について…………… p 5
- 2 子どもの権利相談・救済の流れ、手続き等について…………… p 6

III 資料編

- 1 第2期豊島区子どもの権利委員会への諮問書…………… p 7
- 2 第2期豊島区子どもの権利委員会等の開催状況…………… p 8
- 3 第2期豊島区子どもの権利委員会委員名簿…………… p 9

I 第2期豊島区子どもの権利委員会答申にあたって

1 子どもの権利侵害に関する現状について

児童虐待やいじめは子どもに対する重大な権利侵害であり、ときには生命や身体に危険を生じさせる恐れがあります。

アンケート調査(平成30年度実施)の結果では、豊島区の子どもの約3割が、おとなとの関わりの中で何らかの悩みや困難を抱えているという結果が出ています。また、豊島区における児童虐待の通告件数は近年増加傾向にあり、特に心理的虐待の件数が多い状況にあります。いじめについても、小学生・中高生の2割から3割程度が友達や先輩、後輩からの嫌がらせを受けたことがあると回答しています。

このような児童虐待やいじめを防止したり、被害を受けた子どもを救済するには、被害を早期発見・早期対応し、総合的な支援体制を整備、充実していくことが重要です。

また、子どもの悩み等を受け付ける相談窓口や救済制度についても、子どもたちが利用しやすい環境の整備や情報発信が必要です。

(1) 要保護児童等相談・通告件数の推移



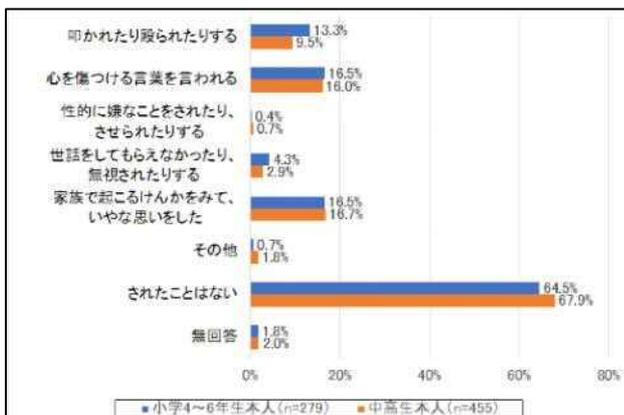
児童虐待に対する地域や関係機関の危機感の高まりにより、豊島区における新規の相談・通告件数は増加傾向にある。(左図)

また、厚生労働省の統計によると、全国の児童相談所における児童虐待対応件数は、統計を開始した平成2年度から増加を続け、平成30年度に最多となった。

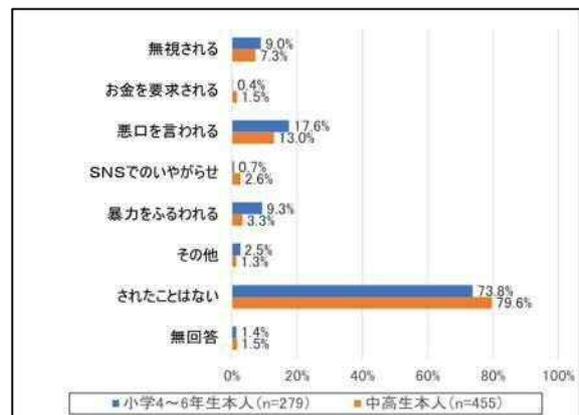
出典：子ども若者課作成資料

(2) 子どもが、おとなからされた嫌なこと、友達や先輩・後輩からされた嫌なこと(複数回答)

おとなからされた嫌なこと

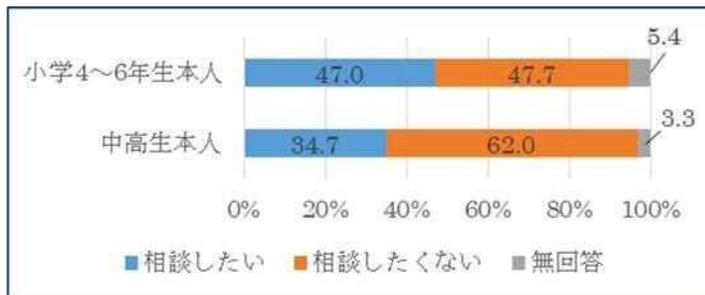


友達や先輩・後輩からされた嫌なこと



出典：「豊島区子ども・若者総合計画」策定のためのアンケート調査

(3) 困ったり悩んだりした時、区などの相談機関に相談したいか



小学4～6年生の47.7%が、中高生の62%が「相談したくない」と回答した。相談したくないと思う理由では、小学4～6年生では「相手にうまく話せないと思う」、中高生では「相談しても解決しないと思う」という回答が最も多かった。

出典：「豊島区子ども・若者総合計画」策定のためのアンケート調査

2. 子どもの権利擁護に関する現行制度について

「豊島区子どもの権利に関する条例」（以下「条例」）では、区は子どもの権利を保障するために「相談や援助の仕組み」を整備し、充実させなければならないとしています。子どもの相談や援助の制度として、例えば以下のようなものがあります。（対象が子どもの権利侵害のみに限られないものも含む。）

事業名	内容（「豊島区子ども・若者総合計画」より）
子どもの権利擁護委員相談事業	子どもの権利侵害について相談に応じ、救済や回復のために支援をします。また、権利侵害にかかわる調査・調整を行い、関係機関等と連携を図り、子どもの権利侵害を予防し、子どもの救済や回復に努めます。
子ども若者総合相談事業（アシスとしま）	学校や就労、家族関係など様々な困難を有する子ども・若者やその家族からの相談を受け付ける総合相談窓口の運営や、アウトリーチによる相談を実施しています。相談を受け、個々の状況に合わせた支援を実施します。また、関係機関や地域と連携し、必要な支援へ繋げていきます。
子どもからの専用電話相談	18歳までの子どもを対象に、友だちや家族に関することなど様々な悩みや心配事について、子ども専用のフリーダイヤルでの電話相談を行っています。
教育相談（教育センター）	幼児期から高校卒業年代までの一人一人の自立を支える機関として、臨床心理士による来所相談、電話相談を実施し、相談内容に応じて学校や関係機関との連携を図ります。

児童虐待やいじめの対策においては、「未然防止」と「虐待やいじめが起こってしまった後の支援」の両方が重要です。また、関係機関が相互に情報を共有し、連携・協働することにより発生予防・早期発見に努めていきます。

虐待やいじめなどの権利侵害が起きてしまった後のサポートとして、子ども自身や子どもを持つ保護者が安心して相談や救済を求めることができる体制の整備を進めていきます。

3. 子どもの権利擁護委員について

条例に基づき、平成 22 年より子どもの権利擁護委員を設置しています。子どもの権利擁護委員は、子どもの権利侵害について相談に応じ、権利の救済及び回復を図るための支援を行っています。子どもの権利擁護委員は、「豊島区子どもの権利擁護委員に関する規則」（以下「規則」）にて、「当分の間、東部子ども家庭支援センターに配置する」とされており、事務局は規則に基づいて東部子ども家庭支援センターが務めています。

(1) 根拠条文

条例	第 22 条 区は、子どもの権利侵害について、迅速かつ適切に対応し、救済を図り、回復を支援するために、区長の附属機関として、豊島区子どもの権利擁護委員（以下「擁護委員」といいます。）を設けます。
	第 23 条 擁護委員は、次に掲げる職務を行います。 (1) 子どもの権利侵害について相談に応じ、その子どもの権利の救済及び回復のために、助言や支援をすること。 (2) 子どもの権利侵害に関する救済の申立てを受け、必要な調査及び調整を行うこと。 (3) 前号の申立てを受け、調査及び調整の結果、子どもの権利侵害にかかわると判断される場合は、関係する団体又は個人に対して是正要請をすること。 (4) 前号の是正要請を受けてとられた措置について、関係する団体又は個人から報告を求めること。
規則	第 3 条 擁護委員の定数は 3 名以内とし、区長は、弁護士又は臨床心理士の資格を備え、人権擁護に深い理解と熱意を持ち、人格に優れ、高い識見を有すると認める者を擁護委員として委嘱する。
	第 4 条 擁護委員は、当分の間、東部子ども家庭支援センターに配置する。 2 東部子ども家庭支援センターは、擁護委員の事務局を兼ね、相談、救済申立て等の受付、事案の整理、事案の調査及び調整の補佐、ケース会議の設定、報酬の支払等の事務を処理する。

(2) 活動内容

子どもの権利擁護委員を 3 名配置し、以下の活動を行っている。

活動内容	回数（令和 2 年度実績）
要保護児童対策地域協議会ネットワーク会議参加	6 回（検討ケース数 225 件）
要保護児童対策地域協議会実務者会議参加	3 回
中高生センタージャンプ訪問相談	26 回（東池袋 13 回・長崎 13 回）
個別ケース検討会議参加	5 回
子どもの権利グループ職員へのスーパーバイズ	9 回
保護者面接	11 回
子ども面接	15 回
セーフコミュニティ児童虐待防止対策委員会参加	2 回
としまの里親プロジェクト参加	3 回

【相談ケースの概要】

- ・子どもからの保護者に関する相談 ・子どもからの学校に関する相談 ・子どもからの友人に関する相談
- ・子どもからの恋愛相談 ・子どもからの性的違和感についての相談 ・子どもからの進学相談
- ・関係者会議にて子どもの権利に関する助言 ・関係機関の見解に齟齬が生じているケースの調整
- ・要支援家庭の児童の進学にかかわる手続きの助言 ・虐待のある家庭における親子間調整
- ・非行傾向のある子どもの 18 歳到達後のフォローアップ

【中高生センタージャンプへの訪問について】

豊島区の中学生や高校生等の実態を把握するとともに、現場で子どもたちの生の声に耳を傾け、子どもの権利擁護に寄与するため、毎月 1 回、各中高生センタージャンプを訪問し相談を受けている。あわせて子どもの権利擁護委員の普及・啓発を図っている。

4. 現行制度の課題について

【課題①】

豊島区においては、上記 2 のように各種相談制度を設けているが、子どもの権利に関する事案を専属的に対応し、調査・調整を進めていくための人員が配置されていないため、権利侵害を受けた子どもと子どもの権利擁護委員を繋ぐ機能が不十分な状態にある。

【課題②】

条例では、第 23 条第 2 号及び第 3 号に子どもの権利擁護委員が子どもの権利侵害に関する救済の申立てや申立てを受けた後の調査・調整や必要に応じた関係機関への是正要請を定めているものの、救済の申立ての具体的な手続き等が整備されておらず、また救済の申立ての周知も不十分であるため、子どもが救済の申立てを知り、手続きすることが難しい状況にある。

【課題③】

「豊島区子どもの権利に関する条例」について、保護者・子ども、また子どもにかかわる施設や地域団体を含め認知度が低い状況にある。

【課題④】

子どもが日々安心して憩い、遊び、学べる環境となる“子どもの居場所”の確保。

上記の課題を踏まえ、「子どもの権利擁護に関する施策」に係る諮問について、調査及び審議を行った。

Ⅱ 「子どもの権利擁護施策」に係る諮問に対する答申

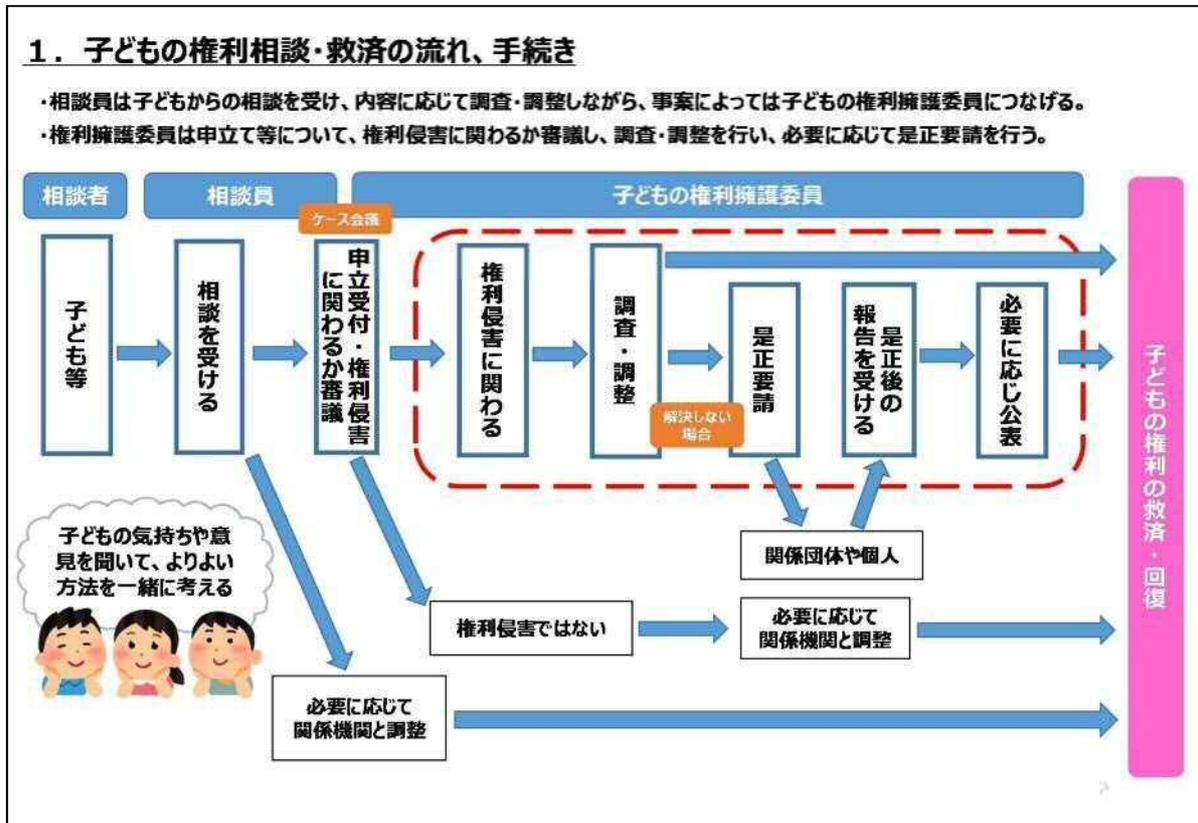
1. 豊島区における子どもの権利擁護に関する施策の推進について

豊島区の子どもの権利に関する現行制度の課題を踏まえ、豊島区の子どもの権利擁護に関する施策の推進および子どもの権利擁護の仕組みを構築するため、以下のように答申する。

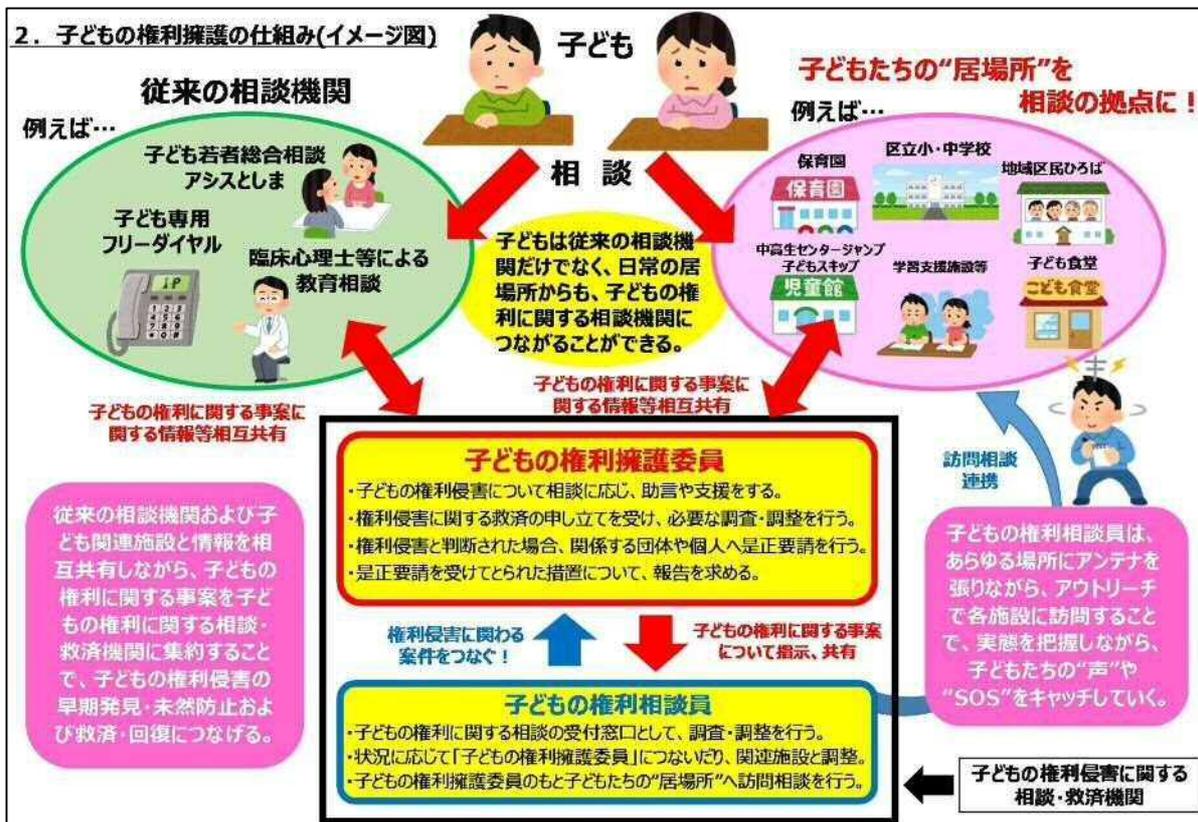
- (1) いじめや児童虐待等は子どもに対する重大な権利侵害であり、ときには生命や身体に危険を生じる恐れがある。そのため、悩みや困難を抱えた子どもたちの早期発見および未然防止のためには、子どもにかかわる施設や地域の居場所等、あらゆる場所にアンテナを張っていく必要がある。アシストしまや子ども専用のフリーダイヤルでの電話相談等の現行の相談体制に加え、学校やスキップ・ジャンプおよび地域区民ひろば、さらには地域の子どもの食堂や学習支援施設等、子どもたちの日常的な居場所を拠点として、子どもたちから相談を受けることのできる体制づくりをすること。
- (2) 関係機関が相互に情報共有し、連携・協働することで発生予防・早期発見に努めること。
- (3) 権利侵害を受けた子どもを子どもの権利擁護委員をつなぐための機能として、子どもの権利に関する「相談員」を配置すること。「相談員」は権利侵害にあたる事案を子どもの権利擁護委員につなぐだけでなく、子どもの権利擁護委員のもと子どもたちの“声”や“SOS”をアウトリーチ型で受け付けるべく、子どもたちの相談の拠点となる各施設へ訪問相談をすること。子どもたちからの安定した相談受入体制を構築するため、「相談員」は複数名配置すること。
- (4) 子どもの権利擁護委員が権利侵害を受けた子どもから、救済の申し立てがあった際に対応するため、速やかに子どもの権利救済の申し立てに係る具体的な手続きを整備すること。また、条例第23条第3号に規定されている是正要請を実効性あるものにするため、子どもの権利侵害の救済申し立ておよびその手続き等については、子どもたちへわかりやすく周知すること。
- (5) 家庭・施設・地域等のあらゆる場面で子どもの権利が保障されるためには、子どもやおとなが子どもの権利について理解を深めていくことが重要である。そのため、「豊島区子どもの権利に関する条例」の趣旨や子どもの権利擁護委員等が、子どもや子どもにかかわるおとなに広く浸透するよう、普及啓発を強化していくこと。
- (6) 学校やスキップ・ジャンプ等の子どもにかかわる施設および地域区民ひろば等の日常的な子どもの居場所については、子どもの権利に関する相談等の重要な拠点ともなるため、昨今の新型コロナウイルス感染拡大等のような未曾有の状況となった場合においても、代替手段や実施方法を変更する等、可能な限り事業継続をするよう努めること。

2. 子どもの権利相談・救済の流れ、手続き等について

(1) 子どもの権利相談・救済の流れ、手続き

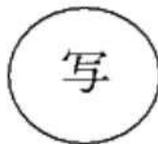


(2) 子どもの権利擁護の仕組み (イメージ図)



Ⅲ 資料編

1. 第2期豊島区子どもの権利委員会への諮問書（写）

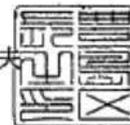


2 豊子子発第 329 号

令和 2 年 7 月 3 1 日

豊島区子どもの権利委員会会長 様

豊島区長 高野 之夫



「子どもの権利擁護に関する施策」に係る諮問について

子どもの権利擁護に関する豊島区の施策について、貴委員会において専門的かつ幅広い見地からご検討いただきたく、同条例第 3 2 条の規定に基づき諮問いたします。

2. 第2期豊島区子どもの権利委員会等の開催状況

会議名	日時	会場	審議等の内容
第1回豊島区 子どもの権利委員会	令和2年7月31日(金) 13:00から	豊島区役所本庁舎 8階 議員協議会室	<ul style="list-style-type: none"> ・会長、副会長の選任 ・「子どもの権利擁護に関する施策」に係る諮問について ・第2期豊島区子どもの権利委員会の運営について ・「豊島区子どもの権利に関する条例」に関する区の実施について ・子どもの権利擁護制度の検討
第2回豊島区 子どもの権利委員会	令和2年12月21日(月) 14:00から	Zoomによるオンライン開催（区役所内 参加者:本庁舎5階 庁議室）	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの権利擁護制度の検討 ・子どもの権利保障の観点からの施策検証について
第3回豊島区 子どもの権利委員会	令和3年3月19日(金) 15:00から	Zoomによるオンライン開催（区役所内 参加者:本庁舎8階 教育委員会室）	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの権利擁護制度の検討 ・子どもの権利保障の観点からの施策検証について ・子どもの権利普及啓発等の取組について
第4回豊島区 子どもの権利委員会	令和3年9月2日(木) 14:00から	Zoomによるオンライン開催（区役所内 参加者:本庁舎8階 教育委員会室）	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの権利擁護に関する施策の検討について ・令和3年度における子どもの権利普及啓発等の取組について
第5回豊島区 子どもの権利委員会	令和3年12月24日(金) 15:00から	Zoomによるオンライン開催（区役所内 参加者:本庁舎8階 教育委員会室）	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの権利擁護の仕組みを検討 ・「子どもの権利擁護に関する施策」に係る諮問に対する答申（骨子案）について
第6回豊島区 子どもの権利委員会	令和4年2月14日(月) 9:30から	Zoomによるオンライン開催（区役所内 参加者:本庁舎5階 庁議室）	

3. 第2期豊島区子どもの権利委員会委員名簿

氏名	主な経歴	備考
荒牧重人	山梨学院大学 教授	委員長
安恩鏡	東洋大学ライフデザイン学部 助教	副委員長
山下敏雅	弁護士（豊島区子どもの権利擁護委員）	
佐賀豪	弁護士（豊島区子どもの権利擁護委員）	
高田慶子	民生委員・児童委員協議会	
山本道子	青少年育成委員会連合会副会長	
酒井由江	富士見台小学校校長	
平本浩実	巣鴨北中学校校長	
波多江美由紀	公募区民委員	
島村繭子	公募区民委員	

令和4年3月●日現在（敬称略）

【「第2期豊島区子どもの権利委員会」議事要旨の掲載ホームページアドレス】

豊島区における「子どもの権利擁護に関する施策」について（答申）

2022年（令和4年）3月●日

豊島区子どもの権利委員会

【事務局】豊島区子ども家庭部子ども若者課（管理・計画G）

〒171-8422 豊島区南池袋 2-45-1

電話：03-4566-2471 FAX：03-3980-5042

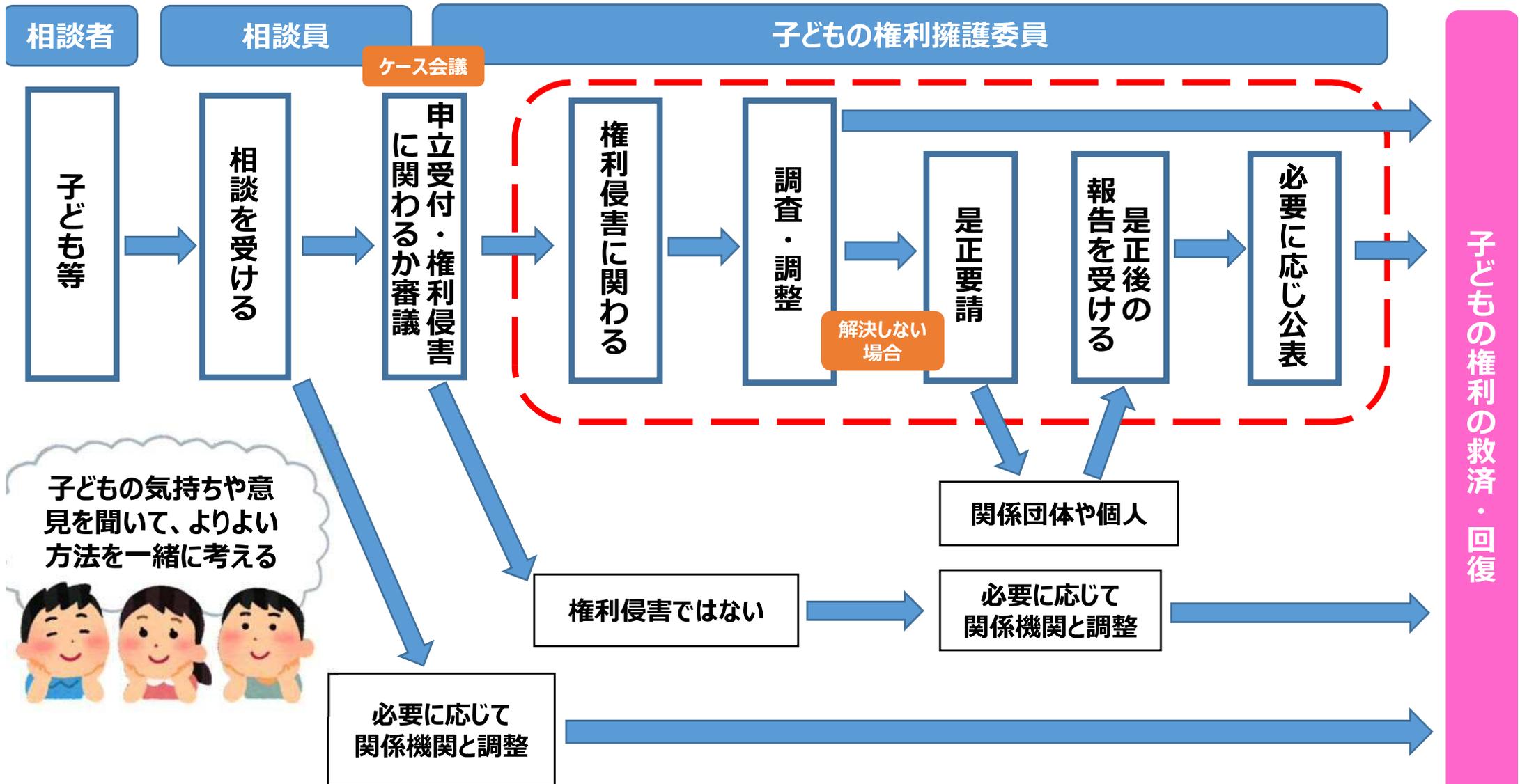
(案)

1. 子どもの権利相談・救済の流れ
2. 子どもの権利擁護の仕組み (イメージ図)



1. 子どもの権利相談・救済の流れ

- ・相談員は子どもからの相談を受け、内容に応じて調査・調整しながら、事案によっては子どもの権利擁護委員につなげる。
- ・権利擁護委員は申立て等について、権利侵害に関わるか審議し、調査・調整を行い、必要に応じて是正要請を行う。



子どもの権利擁護の仕組み(イメージ図)

例えば…

従来の相談機関

子ども若者総合相談
アシスとしま

子ども専用
フリーダイヤル

臨床心理士等による
教育相談



子どもの権利に関する事案に関する情報等相互共有



子ども

相談

子どもは従来の相談機関だけでなく、日常の居場所からも、子どもの権利に関する相談機関につながるができる。

子どもたちの“居場所”を
相談の拠点に

例えば…

保育園

区立小・中学校

地域区民ひろば

中高生センタージャンプ
子どもスキップ

学習支援施設等

子ども食堂

こども食堂



子どもの権利に関する事案に関する情報等相互共有

子どもの権利擁護委員

- 子どもの権利侵害について相談に応じ、助言や支援をする。
- 権利侵害に関する救済の申し立てを受け、必要な調査・調整を行う。
- 権利侵害と判断された場合、関係する団体や個人へ是正要請を行う。
- 是正要請を受けてとられた措置について、報告を求める。

権利侵害に関わる案件をつなぐ！

子どもの権利相談員

- 子どもの権利に関する相談の受付窓口として、調査・調整を行う。
- 状況に応じて「子どもの権利擁護委員」につないだり、関連施設と調整。
- 子どもの権利擁護委員のもと子どもたちの“居場所”へ訪問相談を行う。

従来の相談機関および子ども関連施設と情報を相互共有しながら、子どもの権利に関する事案を子どもの権利に関する相談・救済機関に集約することで、子どもの権利侵害の早期発見・未然防止および救済・回復につなげる。

訪問相談
連携

子どもの権利相談員は、あらゆる場所にアンテナを張りながら、アウトリーチで各施設に訪問することで、実態を把握しながら、子どもたちの“声”や“SOS”をキャッチしていく。

子どもの権利侵害に関する
相談・救済機関

「豊島区子どもの権利に関する条例」学習パンフレットの活用について（報告）

1. 概要

「豊島区子どもの権利に関する条例」学習パンフレットは、「豊島区教育ビジョン2019」及び「豊島区子ども・若者総合計画」に基づき、子どもの権利の普及啓発及び理解促進を図ることを目的に作成しました。

子どもたちが分かりやすく「子どもの権利」を学ぶことができるよう、教育委員会の協力により記載内容を精査するとともに、子どもたちが親しみやすいパンフレットとなるよう、中高生センタージャンプを利用する中学生が描いたイラストを用いて作成しています。

2. 利用（予定）状況（全区立 22 小学校）

本パンフレットは、人権教育を推進するための授業等で活用いただくよう、各区立小学校の4～6年生の全児童に配付しました。令和3年度からの新たな取組であることから、本年1月、各学校を対象に利用（予定）状況の調査を実施しました。

（1）小学4年生

①令和3年度 利用：19校

授業：8校（いずれも道徳）、その他：10校、併用：1校

②令和4年度 利用予定：19校

授業：9校（いずれも道徳）、その他：7校、併用：3校

（2）小学5年生

①令和3年度 利用：20校

授業：8校（道徳7・社会1）、その他：11校、併用：1校

②令和4年度 利用予定：20校

授業：9校（道徳8・社会1）、その他：7校、併用：3校、不明：1校

（3）小学6年生

①令和3年度 利用：20校

授業：10校（道徳7・社会3）、その他：9校、併用：1校

②令和4年度 利用予定：21校

授業：12校（道徳6・社会6）、その他：7校、併用：1校、不明：1校

《参考》

その他…朝学習の時間、朝の会、給食の待ち時間、ふれあい月間、学級活動、安全指導日、特別活動、配付時、夏季休業日前の指導等にて利用

併用…「授業」と「その他」で併用して利用

不明…調査票への記載なし

3. 小学校からの意見等

- 子ども達自身に、自分たちのもつ権利を認識させるためにも、ぜひ児童数で配付していきたい。
- 4月新学期に4～6学年及び他の学年において、本パンフレットを活用して人権教育を行い、さらに、11月の道徳授業地区公開講座、12月の人権週間においても子どもの権利について学習いたしました。今後も関係資料提供、出前授業の紹介を学校にしていきたいです。
- 発達段階に合わせて、学習パンフレットを活用して人権について指導した後、家庭に持ち帰った。パンフレット見ながら、家族と人権について話し合うように指導した。
- 内容が素晴らしく、今年度の6月に学校便りで紹介しました。昨年3月に配付されていましたが、配付したきりになり、もう一度区から送っていただきました。3月は様々な書類が学校に届き、煩雑になるため、学校で活用していただくためにも、新年度の配付の方が活用しやすいのではと思います。